

講師を派遣します

消費者団体・地域の集まりなどへ

大阪府消費生活センターでは、大阪府内の地域における消費者教育を支援するため、府民を対象にした消費者問題に関する集まりに、講師を派遣しています。



- | | |
|---------|--|
| 1. 対象 | 大阪府内で、府民30人以上が集まる集会や講座など |
| 2. 内容 | 消費者トラブルの相談事例や対処法について
(例：訪問販売、点検商法、マルチ商法、SF商法、もうけ話や架空請求など) |
| 3. 講師 | 消費生活相談員など |
| 4. 講師料 | 消費者団体・障がい者またはその周りの方は無料
その他の方は一部負担
(詳細は下記へお問い合わせください) |
| 5. 申し込み | 「消費者教育講師派遣依頼書」に必要事項を記入し
開催日の1ヵ月前までに提出 |

用紙は大阪府消費生活センターのホームページ「消費生活事典」
<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>からもダウンロードできます



申し込み・問い合わせ先 (公財) 関西消費者協会
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM 棟3階
TEL 06-6612-2330 FAX 06-6612-0090
e-mail staff@kanshokyo.jp
ホームページ URL <http://kanshokyo.jp/>